



＜総領事館ニュース＞

☆「東ジャワ州ポノロゴ県におけるイスラム中学校の教室施設拡充計画」供与式典

8月12日、ポノロゴ県アル・イスラー・イスラム中学校において日本政府が草の根・人間の安全保障無償資金協力の枠組みで支援した中学校施設拡充計画の供与式典が開催されました。本件は、同県での教育環境向上を目的として、同中学校で不足していた2教室、図書室、3トイレを備える新校舎を建設、さらにその備品を整備し、64,777米ドルを上限額として資金供与・実施したものです。スワディ同中学校校長は、「教室数が不足し、やむを得ず近隣民家を教室として使用していたところ、日本政府から支援をいただくことができた。教師、事務員、生徒たちと責任をもって管理するつもりである。日本政府、日本国民へ感謝申し上げる。」と述べ、加藤総領事は「今回の支援は、日本国民からのもの。皆さんが日本国民の善意を受け止め、今回改築された校舎の管理をきちんと行っていただきたい。同支援をきっかけに、生徒の皆さんが日本についてより見識を深め、将来日本へ進学することを期待している。」と述べました。また、同中学校には元日本技能研修生として日本に3年間滞在した教師もあり、同校での日本語教育に関する意見交換も行いました。



実施前の教室（民家）



新しく建設された校舎及び教室



☆在スラバヤ総領事館「在スラバヤ日系企業リーガル・コンサルテーション窓口」開設のお知らせ

この度スラバヤ日本国総領事館では、本邦に本拠を構える日系法律事務所「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」の協力の下、日系企業向け「在スラバヤ日系企業リーガル・コンサルテーション窓口」を開設・運営を始めることとなりました。

近年、当地で操業される日系企業各社様が当地で法律関係のトラブルに巻き込まれる事案が数多く発生しております。各社様におかれては、顧問弁護士契約を結ぶ等の対応をしておられるところも多いとは存じますが、特に当地法制度の曖昧さ、各種法律相互間の齟齬・不一致、判例の積み重ねが少ないことからの予測可能性の困難さ、公布から施行までの時間的余裕のなさからの現場への周知不徹底や、部署や担当官によって解釈が異なること等により、当局との予想外のトラブルが発生したり、或いは本邦の本社等からの日本法の考え方を基にした法律関係事実照会等に対して苦労しているとの声も耳にしております。

この度開設しますこの「在スラバヤ日系企業リーガル・コンサルテーション窓口」におきましては、日本法及び当地法に精通した、ジャカルタの法律事務所内に駐在する日本人弁護士がスラバヤに出張、毎月1回、無料で上記のような法律相談コンサルティングを提供することにより、日系企業各社様のより一層の安定操業を支援しようとするものです。

実際の相談にあたりましては、時間の都合上事前予約制とさせていただきます。また、当該コンサルティングの結果生じた損害については当館及び弁護士・同事務所側は免責とする等を含む内容の承諾書に署名いただきますと共に、コンサルティングの際は当館館員が同席させていただきます点をご了承下さい。

第一回の開催は9月第4週を予定していますが、正確な日時は調整中でありますところ、コンサルティングご希望の方は当館日系企業相談窓口(business-support@sb.mofa.go.jp)(平瀬副領事・古賀領事)までご連絡下さい。